

公務員関係判例研究会 平成 29 年度 第 7 回会合 議事要旨

1. 日時 平成 29 年 11 月 16 日 (木) 15:00~16:45

2. 場所 中央合同庁舎 8 号館 8 階特別大会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士、阿部弁護士、石津弁護士、植木弁護士、植松法務省訟務局付、牛場弁護士、大森弁護士、鈴木弁護士 (座長)、高田弁護士、長屋弁護士、野下弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、森末弁護士、山田弁護士 (五十音順)
(事務局) 内閣官房内閣人事局 清水内閣審議官、平山人事制度研究官、森調査官、市川争訟専門官、畠田争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

- 精神疾患を発症し自殺した市営バス運転士に係る公務外災害認定処分の適否について争われた裁判例

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

- 地方公務員災害補償基金名古屋市支部長 (市営バス運転士) 事件 (名古屋高裁平成 28 年 4 月 21 日判決、労働判例 1140 号 5 頁。以下「本件判決」という。) は、名古屋市交通局に市営バスの運転手として勤務していた A (被災者) が、焼身自殺を図り死亡したことについて、被災者の父である X が、被災者は、日常的な過重労働により心身の疲労が蓄積していた中、短期間のうちに連続的に強い精神的負荷がかかる 3 件の公務に関連する出来事に遭遇したことにより、精神疾患を発症し、自殺するに到ったものであって、被災者の死亡は公務に起因したものであるとして、地方公務員災害補償基金 (処分行政庁) に対し、公務災害認定請求をしたところ、処分行政庁が、被災者の死亡を公務外の災害と認定する旨の処分 (本件処分) をしたことから、当該処分の取消しを求めた事案である。

本件判決は、公務と被災者の精神疾患発症との間に相当因果関係があると認めることはできず、被災者の死亡について公務起因性は認められないとして X の請求を棄却した第 1 審判決 (名古屋地裁平成 27 年 3 月 30 日判決、労働判例 1140 号 19 頁) を取り消し、被災者の死亡は、公務に起因するものと認めるのが相当であるとして、本件処分を取り消した。

- 本件は、被災者の精神疾患発症について争いはなかったが、それが公務に起因するものかどうか (公務起因性) について争われた。第 1 審判決は、①添乗指導、②乗客からの苦情メールについての指導、③バス内での乗客の転倒事故に対する指導の 3 つの出来事について、いずれも心理的負荷は弱く、また、市営バスの運転労働は、質、量的に過重とは認められないとして、A の自殺について公務起因性を否定した。一方、本件判決は、上記 3 つの出来事について、添乗指導後の不適切な発言による注意、身に覚えのない苦情メール記載の出来事に対する指導及び苦情メールの出来

事を反省する旨を記載した添乗レポートの作成・提出等一連の出来事、転倒事故を起こした認識のないにもかかわらず、事故届の提出、警察官の取調べ、実況見分への立会い、午後 10 時まで営業所で待機させられるなど転倒事故を起こした者として対応せざるを得なかった一連の出来事は、いずれも精神的負荷が相当大きなものであり、被災者の精神疾患の発症は、公務に内在ないし随伴する危険が現実化したものと認めるのが相当であるとして、Aの死亡について、公務起因性を肯定した。

- 交通局のAに対する対応は、事実確認をよく行わずにその責任をAに押しつけているように見えることから、好ましくないといえる。事実関係の確認は、本人から詳しい言い分を聞くことが重要である。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

- 被災者が当局からの事情聴取の際にきちんと自分の意見を言える人であれば、自殺するまでには到らなかったものと思われる。転倒事故は、被災者の認識にないものであったところ、80 歳過ぎの高齢者の証言のみを鵜呑みにして事実を認定したのは、あまりに稚拙ではないか。事実、家族の証言とは食い違っている。
- 事実関係を細かく分析しているが、結局は、事実関係の流れ、自殺の前日にかなり落ち込んだ態度を見せていたという事実から判断をしているのであり、細かい分析は、説明に過ぎないと思われる。
- 本件判決では、被災者及びその家族の詳細が出てこないのではっきりと分からないが、被災者は以前から何らかの精神疾患に罹患していたのではないかと考えられる。また、当局側は被災者への事実確認をきちんと行わずに警察に事故として届けており、また、刑事事件になってもいないと思われるのに、転倒事故の被害者と示談をしている。このような当局側の対応は、被災者の言い分を何も考慮しておらず、不適切と思われる。
- 当局側の対応として、どのようにすればよかったのであろうか。転倒事故についての対応も、調査して詳細が不明ということもあり得る。そのような報告を転倒した被害者にしても、納得しないであろう。
- 本事案では、交通局の「お客様ご案内キャンペーン」の実施時期だったからかもしれないが、通常は行わない本部の課長による添乗指導を実施しており、その際、通常の添乗指導で用いる職務乗車証を使用せず、一般客が使用する切符を用いて乗車するなど、被災者を狙い撃ちしているようで、指導として適切ではないと感じられる。
- 精神疾患は公務（業務）起因性が認められやすい傾向にあり、救済するという方向性が見受けられる。
- 公務（労働）災害の補償は、危険責任の法理で無過失責任であるが、公務（労働）災害が認められた後、当局側の安全配慮義務違反を問われる可能性も出てくる。公務（労働）災害の認定にかかる訴訟においては、当局側の責任が安易に認められないよう、しっかりと考えて訴訟対応する必要がある。
- 公務（労働）災害の認定がされても、損害賠償請求訴訟で安全配慮義務違反が必ず認められるものではなく、公務災害が認められても、安全配慮義務違反による損害賠償は認めないという例もある。
- 労働者側の対応として、まず、労災認定を求める訴訟を提起して、その後に安全

配慮義務違反を問うのはよく見られる方法である。民間会社からの相談でも、既に労災認定は受けているところ、安全配慮義務違反で損害賠償請求がされたので相談に来たという事案は多い。労災認定だけで済むのであればと考え、労災認定が認められるよう企業も協力していろいろな資料を提供しているため、その後の損害賠償を求める際には、いろいろと証拠が揃っているという場合が多い。労災認定の際に弁護士に相談してもらえれば、その後の安全配慮義務違反を問う訴訟への対応を見据えたアドバイスができるが、損害賠償請求を求められたときに相談されても、対応が難しい。

- 本事案では、特に問題が認められていなかった者が、4か月という短期間で精神疾患（抑うつ状態）が悪化し、自殺まで至っている。元々罹患していた疾患が隠れていたというのであれば分かるが、これほど進行が速い精神疾患もあるのか。
- 本事案では、自殺の形態が焼身自殺である。焼身自殺は、怒りの感情で衝動的に行うものであり、首を吊って自殺する場合とは明確に違う。職場で自分が受けた事柄に対する強い抗議の行動である。判決では、抑うつ状態であったと認定されているが、おそらく急性ストレス反応、急激に起こった心の動揺が振り切れて衝動にかられた結果と思われる。そうすると、本件では、ストレス脆弱性の議論はあまり意味がないと思われる。
- 抗議の自殺ということであれば、公務起因性が認められるかどうかは分からないのではないかと。
- 当局からの相談の際に、公務起因性を争う場合は、被災者の受診歴の有無を確認するよう指導している。レセプトが手に入ると処方された薬名等が判明し、以前からの疾患の有無が分かる場合がある。
- 病気休暇等を取得して診断書が出ている場合などは、受診歴を調べるのはそう難しくないとと思われるが、そうでないときは、受診歴を調べるのは難しい。
- 最近は、脆弱性の認定に当たって、そのレベルが下がっているように思われる。「通常人」のレベルにしても、我々が考えている「通常人」のレベルより現状の方が下がっているのだと思う。
- 今後は、公務災害の認定だけでなく、安全配慮義務違反の有無についても争ってくと認識した上で、訴訟対応等する必要があることを分かっておく必要がある。
- 被災者の脆弱性の問題で精神疾患を発症したのか、あるいは業務上の問題で精神疾患を発症したのかを判断するに当たっては、被災者が受けた指導が業務指導として社会的相当性の範囲内といえるかどうかで業務上のものかそうでないか判断が分かれる。よって、人格を否定するような指導はしないなど社会的相当性の範囲内であるといえるような指導をしていけば、その指導によって精神疾患を発症したとしても、それは当該職員の脆弱性によるものと判断されるのではないかと。ただし、一度精神疾患を発症してしまうと、その後自殺した場合、自殺との相当因果関係がほとんど認められてしまうので、精神疾患の発症と公務に相当因果関係が認められるか否かが争点の全てとなる。

(3) 次回会合は、12月14日（木）に開催することとした。